

令和6年4月から

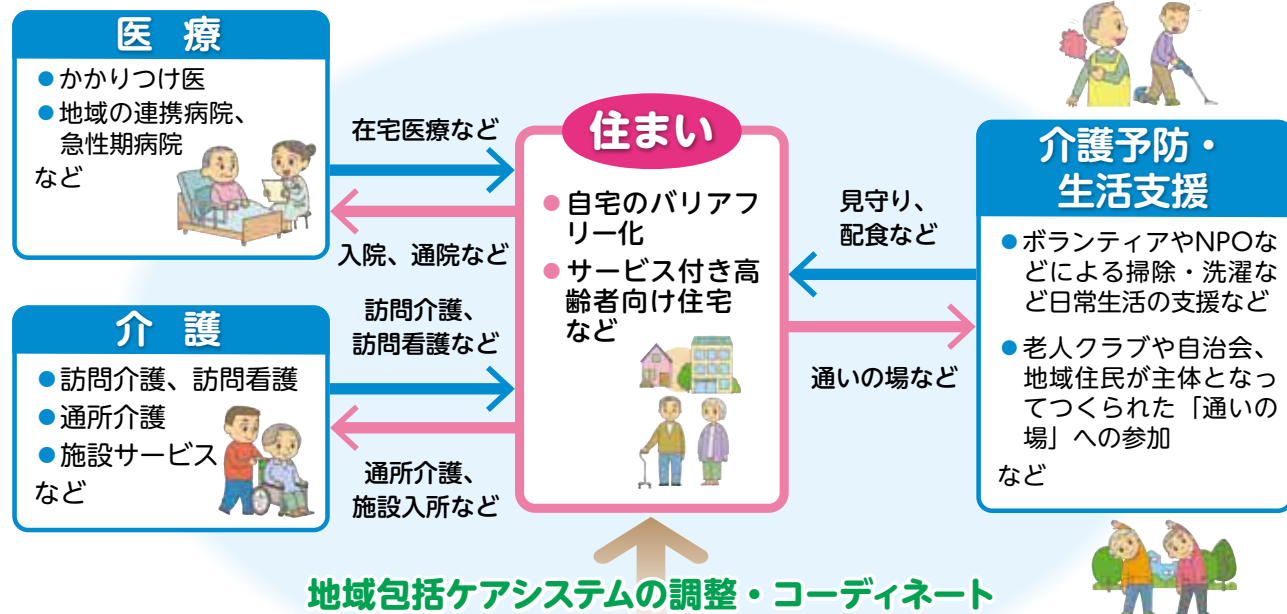
- 第9期（令和6～8年度）の介護保険料が決まりました。
- 介護報酬が改定されました（一部サービスは令和6年6月から）。それに伴い、サービス費用も変わりました。
- 福祉用具の一部は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できるようになりました。
- 介護予防ケアプランの作成を、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも依頼できるようになりました。

令和6年8月から

- 施設サービス利用時の居住費等の基準となる金額が変わります。

＊ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために＊  
～地域包括ケアシステム～

「地域包括ケアシステム」は、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるようにするしくみです。市区町村や都道府県が地域の特性を考えながら、「住まい」を前提に地域に必要なサービスを一体的に切れ目なく提供し、地域に住む高齢者の生活を支えます。



不審な電話や還付金詐欺にご注意

市の職員などを名乗り、介護保険の給付費・保険料の払い戻しや徴収と偽って金銭をだまし取るなどの詐欺が頻発しています。市では、給付費や保険料などを銀行やコンビニなどのATM（現金自動受払機）を使って払い戻したり、暗証番号を聞いたりすることはありません。また、個別訪問徴収を行う場合は、職員証を携帯した職員が伺います。不審な電話や訪問があったときは、その場で対応せずにお住まいの市役所か警察署へご相談ください。

●冊子に掲載している内容については、今後見直される場合があります。

＊ 介護保険のしくみ

介護保険は、介護や支援が必要な方が介護保険サービスを利用できる制度です。市が運営し、40歳以上の方が保険料を出し合って制度を支えています。

加入者  
(被保険者)

- 要介護認定を受けてサービスを利用します。
- 市に保険料を納めます。
- サービス事業者利用者負担を支払います。



65歳以上の方  
(第1号被保険者)

サービスが利用できるのは  
介護が必要と認定された方

介護が必要になった原因は関係なく、サービスが利用できます。交通事故など「第三者」による行為が原因で介護保険を利用する場合は市へ届け出が必要です。必ず示談前に市の担当窓口へ連絡してください。

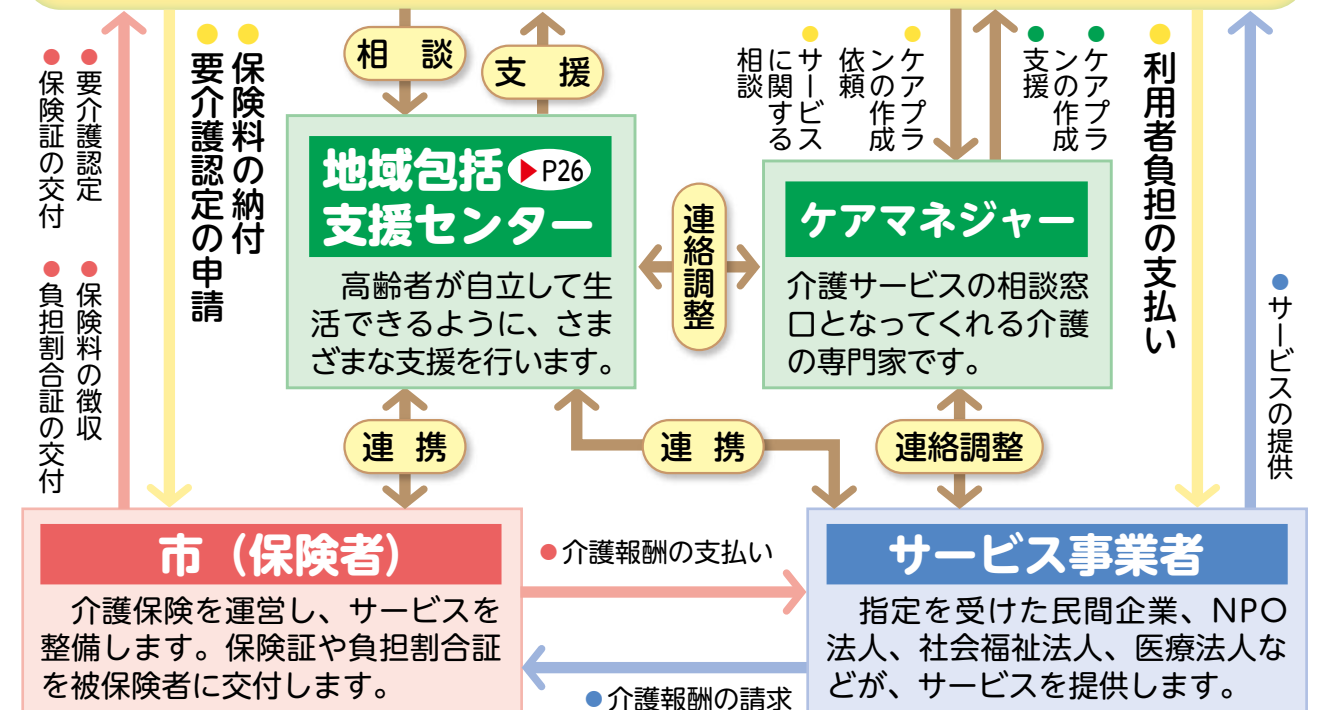
40～64歳の方  
(第2号被保険者)

サービスが利用できるのは  
「特定疾病」が原因で  
介護が必要と認定された方

特定疾病以外が原因の場合は、介護保険のサービスは利用できません。

※介護保険の対象となる病気（特定疾病）には、下記の16種類が指定されています。

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る）
- 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症 ●初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ●脊髄管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症



Q 介護保険には、加入しなくてもいいのですか？

A 40歳以上のすべての方が加入します。また加入は自動的に行われ、手続きは必要ありません。介護保険制度は、高齢者などの介護を社会全体で支え合って運営されています。介護サービスを利用する、利用しないにかかわらず、40歳以上のすべての方が加入することになります。